**附　則**

この規約の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

二十一　しょうゆの表示に関する公正競争規約（平成十九年公正取引委員会告示第十四号）の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分については、次のとおりとする。

(一)　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

(二)　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

(三)　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

| 変　更　後 | 変　更　前 |
|---|---|
| （定義） | （定義） |
| **第２条**　この規約において「しょうゆ」とは、しょうゆ品質表示基準（平成16年農林水産省告示第1704号）第２条に規定する本醸造方式、混合醸造方式又は混合方式により製造されたものであって、それぞれ、次に掲げる基準に適合するものをいう。 | **第２条**　（同左） |
| (1)　しょうゆ<br>次に掲げるもの（これらに砂糖類、アルコール等を補助的に加えたものを含む。）をいう。 | (1)　（同左） |
| ア　大豆（脱脂加工大豆を含む。以下この条において同じ。）若しくは大豆及び麦、米等の穀類（これに小麦グルテンを加えたものを含む。）を蒸煮又はその他の方法で処理して、こうじ菌を培養したもの（以下「しょうゆこうじ」という。）又はしょうゆこうじに米を蒸し、若しくは膨化したもの若しくはこれをこうじ菌により糖化したものを加えたものに食塩水又は生揚げ（発酵させ、及び熟成させたもろみを圧搾して得られた状態のままの液体をいう。以下同じ。）を加えたもの（以下「もろみ」という。）を発酵させ、及び熟成させて得られた清澄な液体調味料（製造工程においてセルラーゼ等の酵素（たん白質分解酵素にあっては、しろしょうゆのたんぱく質を主成分とする物質による混濁を防止する目的で生揚げの過熱処理時に使用されるものに限る。）を補助的に使用したものを含む。以下「本醸造方式によるもの」という。） | ア　大豆（脱脂加工大豆を含む。以下この条において同じ。）若しくは大豆及び麦、米等の穀類（これに小麦グルテンを加えたものを含む。）を蒸煮又はその他の方法で処理して、こうじ菌を培養したもの（以下「しょうゆこうじ」という。）又はしょうゆこうじに米を蒸し、若しくは膨化したもの若しくはこれをこうじ菌により糖化したものを加えたものに食塩水又は生揚げ（発酵させ、及び熟成させたもろみを圧搾して得られた状態のままの液体をいう。以下同じ。）を加えたもの（以下「もろみ」という。）を発酵させ、及び熟成させて得られた清澄な液体調味料（製造工程においてセルラーゼ等の酵素（たん白分解酵素を除く。）を補助的に使用したものを含む。以下「本醸造方式によるもの」という。） |
| イ　もろみにアミノ酸液（大豆等の植物性たん白質を酸により処理したものをいう。以下同じ。）、酵素分解調味液（大豆等の植物性たん白質をたん白質分解酵素により処理したものをいう。以下同じ。）又は発酵分解調味液（小麦グルテンを発酵させ、分解したものをいう。以下同じ。）を加えて発酵させ、及び熟成させて得られた清澄な液体調味料（以下「混合醸造方式によるもの」という。） | イ　もろみにアミノ酸液（大豆等の植物性たん白質を酸により処理したものをいう。以下同じ。）、酵素分解調味液（大豆等の植物性たん白質をたん白分解酵素により処理したものをいう。以下同じ。）又は発酵分解調味液（小麦グルテンを発酵させ、分解したものをいう。以下同じ。）を加えて発酵させ、及び熟成させて得られた清澄な液体調味料（以下「混合醸造方式によるもの」という。） |
| ウ　（略） | ウ　（略） |
| (2)～(6)　（略） | (2)～(6)　（略） |
| ２～４　（略） | ２～４　（略） |

**附　則**

この規約の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

二十二　もろみ酢の表示に関する公正競争規約（平成二十年公正取引委員会告示第一号）の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分については、次のとおりとする。

(一)　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

(二)　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

(三)　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

| 変　更　後 | 変　更　前 |
|---|---|
| （目的） | （目的） |
| **第１条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第11条第１項の規定に基づき、もろみ酢の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。 | **第１条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第12条第１項の規定に基づき、もろみ酢の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、一般消費者の適正な商品選択に資するとともに、不当な顧客の誘引を防止し、もって公正な競争を確保することを目的とする。 |
| （違反に対する措置） | （違反に対する措置） |
| **第12条**　（略） | **第12条**　（略） |
| ２　公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者がこれに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、50万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。 | ２　公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者がこれに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、50万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は公正取引委員会に必要な措置を講ずるよう求めることができる。 |
| ３　公正取引協議会は、前条第３項又は前二項の規定により警告し、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。 | ３　公正取引協議会は、前条第３項又は前二項の規定により警告し、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって公正取引委員会に報告するものとする。 |
| （規則の制定） | （規則の制定） |
| **第14条**　（略） | **第14条**　（略） |
| ２　前項の規則を定め、又はこれを変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。 | ２　前項の規則を定め、又はこれを変更しようとするときは、事前に公正取引委員会の承認を受けるものとする。 |

**附　則**

この規約の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。